

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターにおける 入院セットシステムの設置・運営者の公募の公示

令和5年12月1日からの独立行政法人国立病院機構東広島医療センター（以下「当院」という。）における患者サービス向上を図るため、入院セットシステムの設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和5年8月31日

独立行政法人国立病院機構
東広島医療センター院長 勇木 清

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターにおける入院セットシステムの設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当院院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための入院セットシステムの運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和5年12月1日 ～ 令和8年3月31日（2年4カ月）

本貸付契約は「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画提案書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、入院セットシステムの運営について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑤ 運営の一括再委託は禁止する。一部を再委託する場合は別途資料を提出すること。

(2) 企画提案書及び見積書を特定するための評価基準（詳細は、別紙1「入院セットシステム評価基準書」のとおり）

- ① 企画提案書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績
- ② 担当予定スタッフの能力

- スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績
- ③ 入院セットシステムサービスの運営方針等
仕様書を踏まえた運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
 - ④ 運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
 - ⑤ 賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター 事務部企画課契約係長
電話番号 082-423-2176 (内線6222)

(2) 説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間
令和5年8月31日(木)から令和5年9月21日(木)まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)
- ② 交付場所
「(1)」に同じ

(3) 企画提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限
令和5年9月21日(木) 17時00分
- ② 提出場所及び方法
「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(4) プレゼンテーションの方法

- ① 提出された企画提案書の説明のため、プレゼンテーションを実施する。
- ② プレゼンテーションは、当院が指定した時間を実施する。
- ③ プレゼンテーションの実施者は各社3名までとする。
- ④ プレゼンテーションは、1社あたり20分以内とする。時間を超過した場合は公平な審査の観点から、説明途中であっても打ち切る場合がある。但し、当院からの質疑に関する応答時間は含まないものとする。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画提案書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否……要(定期建物賃貸借契約による予定)
- (3) 関連情報を入手するための窓口……上記「3(1)」に同じ
- (4) 詳細は、入札説明書による